

病気療養中等の児童生徒に 対する遠隔教育について

令和7年2月18日

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 病気療養児の遠隔教育に関する制度改革

病気療養児に対するICTを活用した遠隔教育の進捗について

※ 病気療養児とは・・・疾病又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

● 平成27年4月【高等学校における遠隔教育の制度化】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、高等学校・特別支援学校高等部における同時双方向型授業を制度化

● 平成30年9月【小・中学校における同時双方向型授業配信の実施】

➡ 小・中学校段階における同時双方向型授業配信を実施した場合、校長は指導要録上の出席扱いとすることができること及び、その成果を当該教科等の評価に反映することができることとした。

「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱等について（通知）」

（平成30年9月20日文部科学省初中等局長通知）

● 令和元年11月【高等学校における受診側の教員の配置要件の緩和】

➡ 受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこととした。

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について（通知）」（令和元年11月26日文部科学省初中等局長通知）

● 令和2年4月【高等学校における単位修得数等の上限の緩和】

➡ 学校教育法施行規則を一部改正し、同時双方向型の授業について、上限（36単位）を超える単位修得等を認めることとした。

● 令和5年4月【小・中・高等学校におけるオンデマンド型授業配信の制度化】

➡ 同時双方向型を原則としつつ、学校の判断により、オンデマンド型の授業配信を実施することを可能とした。

小中学校段階：関係通知を改正し、オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。

高等学校段階：関係告示を一部改正し、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。

※ 現在、オンデマンド型の授業に係る評価方法等に関する調査研究を4自治体に委託して実施中。

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正について

改正の背景等

- ・小・中学校段階：平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。
- ・高等学校段階：平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能（特例制度）。当該特例制度においてのみ、オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、**本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。**よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方型を原則としつつ、**事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする**必要がある。

改正内容

- 小・中学校段階：通知を改正し、**オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。**（令和5年3月30日通知）
- 高等学校段階：学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、病気療養中等の生徒については、**オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。**（令和5年4月1日施行）

オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ **同時双方向型を原則としつつ**、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ 当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。
- ・ （小・中学校段階のみ）当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。 等

2. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業について

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1.0億円
1.3億円)



現状・課題

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導方法の確立が求められている。また、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業 73百万円（新規）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

件数・単価

4箇所×約18百万円

委託先

都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体



● 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 6百万円（5百万円）

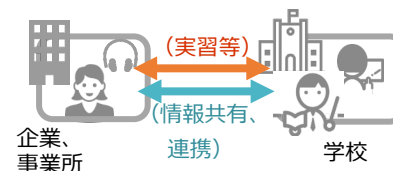
企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

件数・単価

3箇所×約2.2百万円

委託先

都道府県教育委員会



● 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 18百万円（22百万円）

病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

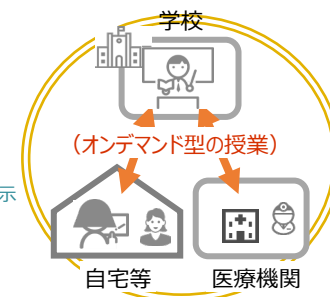
件数・単価／研究費

5箇所×約2百万円／8百万円

委託先

教育委員会、民間団体

実施状況・課題の整理
効果的な実施方法の提示



担当：初等中等教育局特別支援教育課

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業

目的

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で行われている遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業の効果的な活用方法等について提示する。

実施内容

検討委員会

- 有識者による検討委員会（計3回、非公開）

ヒアリング調査

- 病気療養児に対する遠隔教育の体制整備の取組について、県教育委員会に調査実施

受託自治体による調査研究

- 北海道、宮城県、岐阜県
京都市、栃木県
(取組内容)
 - 支援体制の整備
 - オンデマンド型の授業の実施
 - 教職員に対する理解啓発、研修
 - 医療機関との連携等
 - 研究成果のとりまとめ

研究協議会（文部科学省）

- 教育委員会の事業成果報告
- 学校・医療・福祉関係者の理解促進、普及啓発
- 病気療養児に対する遠隔教育による教育保障について協議、情報共有（都道府県・政令指定都市）

令和5～6年度の事業成果のとりまとめ(報告書等)

3. 令和4年度病気療養児に関する実態調査結果 について

令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

主な調査事項と調査時点

- ①病気療養児に関する調査（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
 - ・ 令和4年度に在籍した病気療養児数
 - ・ 主傷病名、療養場所、転学、転籍、進級等の状況
 - ・ 同時双方向型の授業配信の実施状況、同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況 等
- ②教育委員会における取組に関する調査（令和4年9月1日時点）
 - ・ 教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援 等
- ③病院内の学級に関する調査（令和4年9月1日時点）
 - ・ 病院内の学級数及び在籍児童生徒数

※上記のうち、下線の調査については、今回初めて実施。

調査対象

- ①②：全国の国公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
 小学校（19,336）、中学校（10,076）、義務教育学校（151）、高等学校（4,856）、
 中等教育学校（56）、特別支援学校（1,160） 計 35,635 校
- ③：教育委員会
 都道府県教育委員会（47）、市区町村教育委員会（1,741）

調査結果のポイント

○令和4年度中に在籍した病気療養児数は、**9,165人**（平成30年度前回調査：7,994人）だった。（p.5）

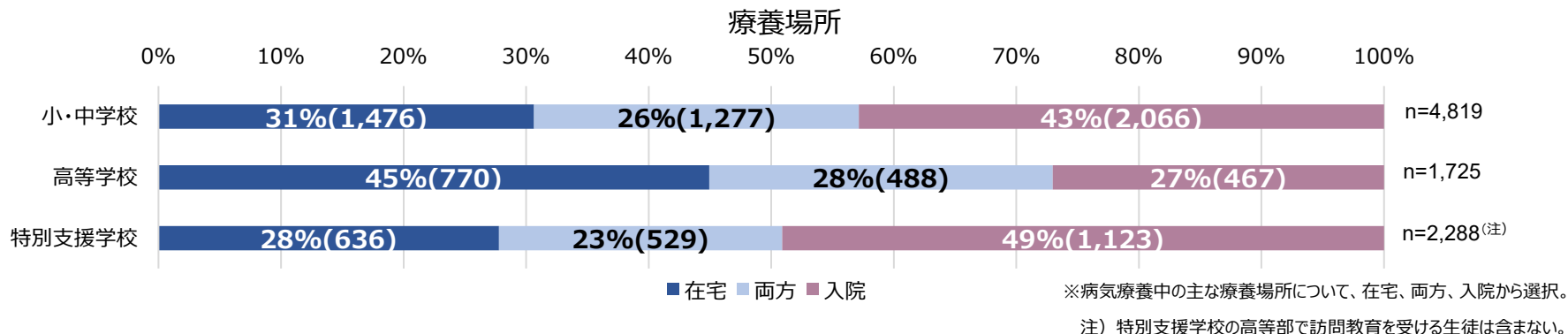
令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数

（人）

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

- 主傷病名について、小学校では悪性新生物が最も多く、中学校・高等学校では心身症、精神疾患が多かった。
- 平均欠席日数は67.7日。療養場所を「在宅」又は「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校57%、高等学校73%となっており、病気療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった。



- 病気療養のため転学について、「転学なし」は84%、「転学あり」は16%だった。
- 高等学校段階の進級等の状況について、高等学校において「進級・卒業」は69%、「原級留置」は11%、「退学」は7%

学籍の異動（転学）

区 分		小・中学校 (注)	高等学校	特別支援学校	合計
転学なし (84%)		4,091	1,724	1,876	7,691
転学あり (16%)		728	1	745	1,474
内訳	小中高等学校等の通常の学級からの転学	480	1	494	975
	小中高等学校等の特別支援学級からの転学	64	0	134	198
	特別支援学校からの転学	138	0	112	250
	その他	46	0	5	51

注) 小中学校への転学の例としては、入院先の病院にある小中学校の特別支援学級（病院内の学級）への転学等が考えられる。

令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

○同時双方向型の授業配信の実施率は24%（前回調査：1.9%）であり、いずれの学校段階においても実施率が大幅に上昇。

同時双方向型の授業配信の実施状況

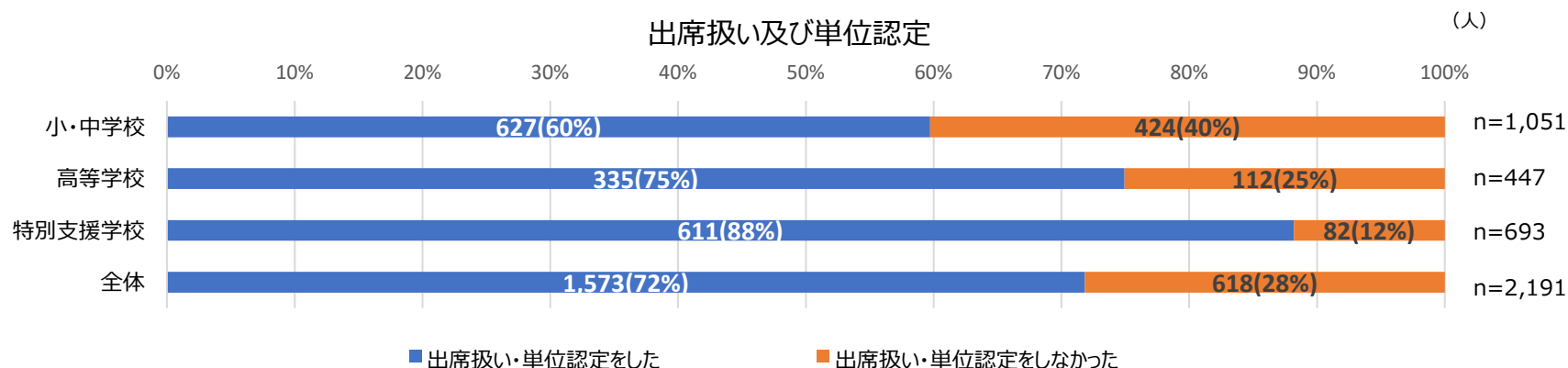
n=9,165

（参考）平成30年度前回調査

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、小・中学校において「出席扱いとした」が60%であり、高等学校では「単位認定をした」が75%であった。



※同時双方向型の授業を実施した児童生徒について、出席扱い（義務教育段階）・単位認定（高等学校段階）を行ったか調査。

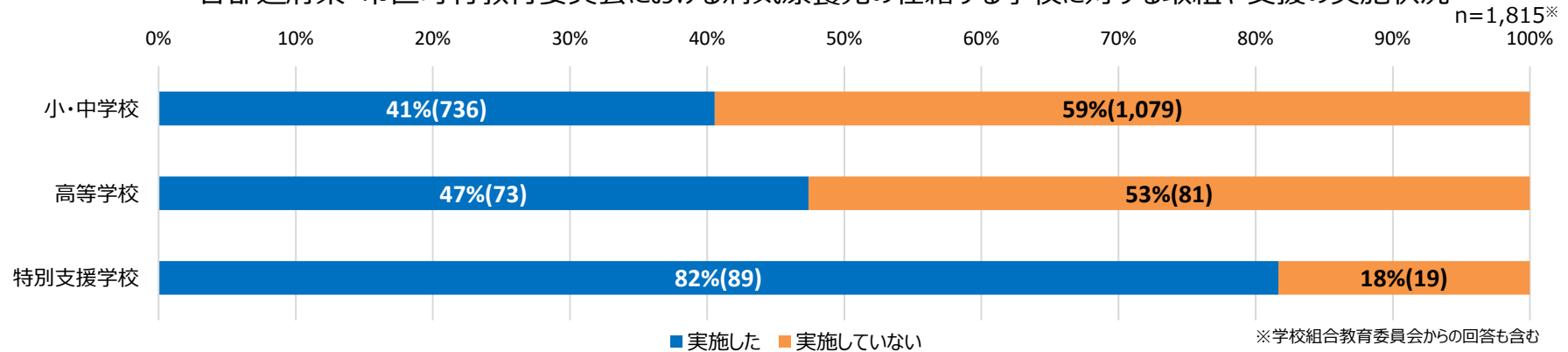
○病院内の学級を設置していた学校は340校、病院内の学級数は960学級、病院内の学級に在籍していた児童生徒数は1,531人(p.21)

令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

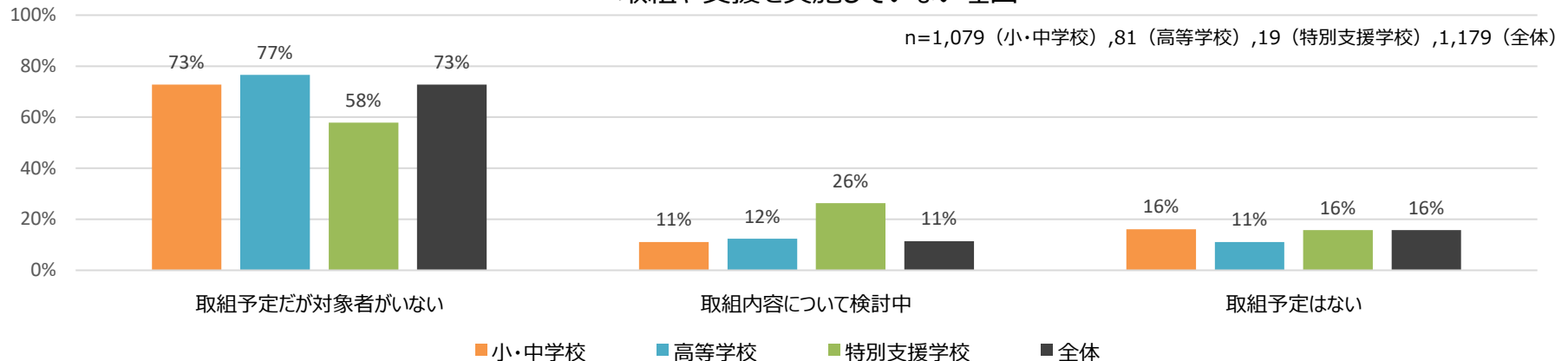
①教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況

- 教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況について尋ねたところ、特別支援学校に対しては82%で実施しているが、小・中学校、高等学校に対しては50%以下の取り組み状況であった。
- 取組や支援を実施していない理由は、全体で「取組予定だが対象者がいない」（73%）が多かった。

各都道府県・市区町村教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況



取組や支援を実施していない理由

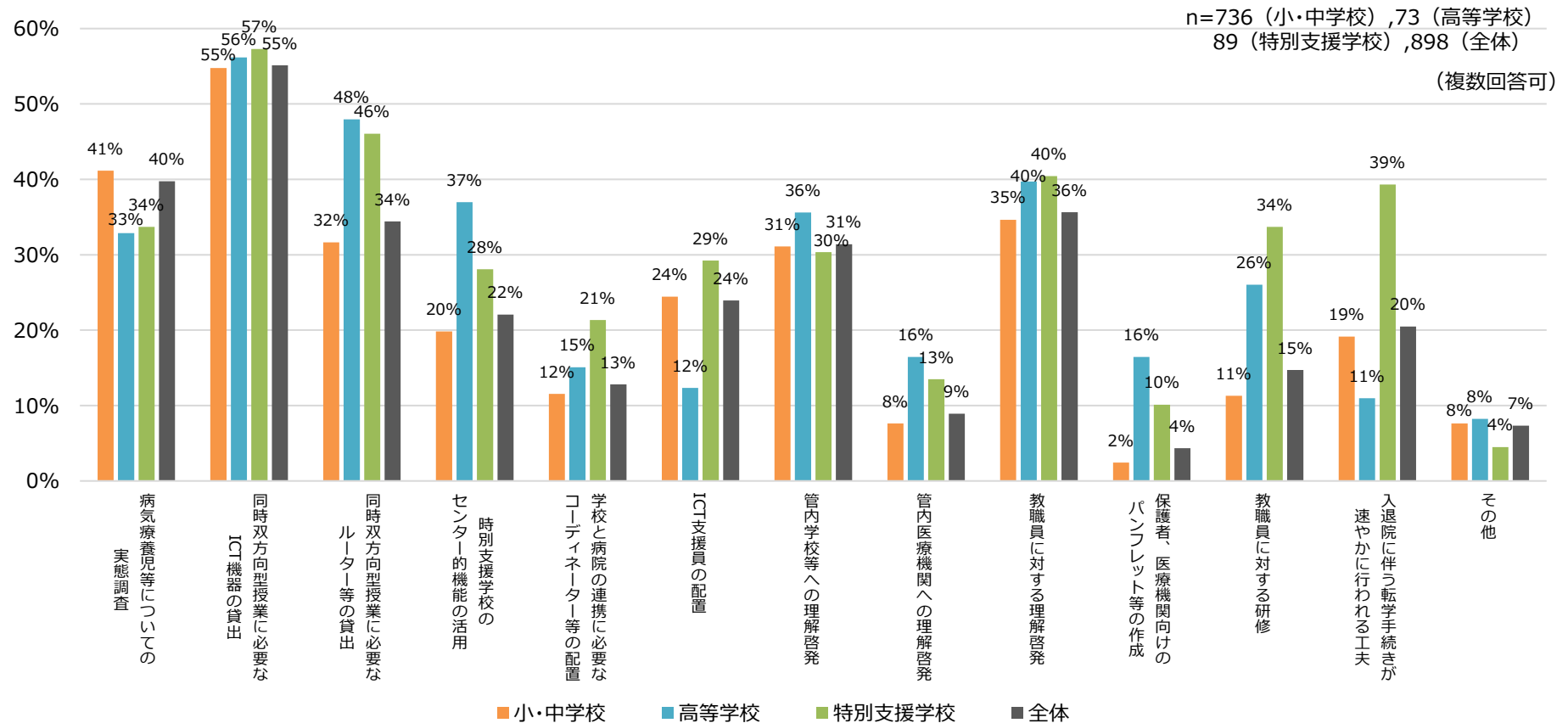


令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

②教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援

- 教育委員会が実施した病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援について、全体で「同時双方向型授業に必要なICT機器の貸出」(55%)や「病気療養児等についての実態調査」(40%)が多かった。
- また、「教職員に対する理解啓発」(36%)も多く、特別支援学校では、「入退院に伴う転学手続きが速やかに行われる工夫」(39%)も多く行われていた。

各都道府県・市区町村教育委員会が、病気療養児の在籍する学校に対して実施した取組や支援



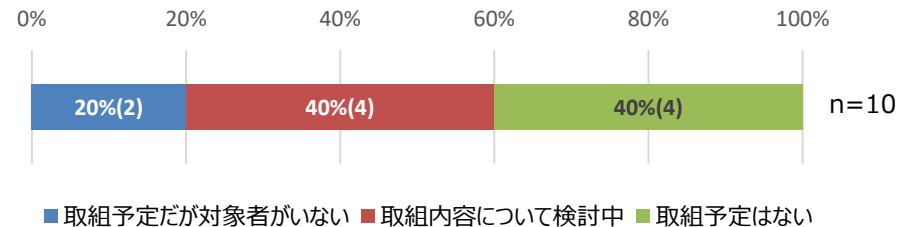
令和4年度 病気療養児に関する実態調査について

③都道府県教育委員会における市区町村教育委員会への取組や支援の状況

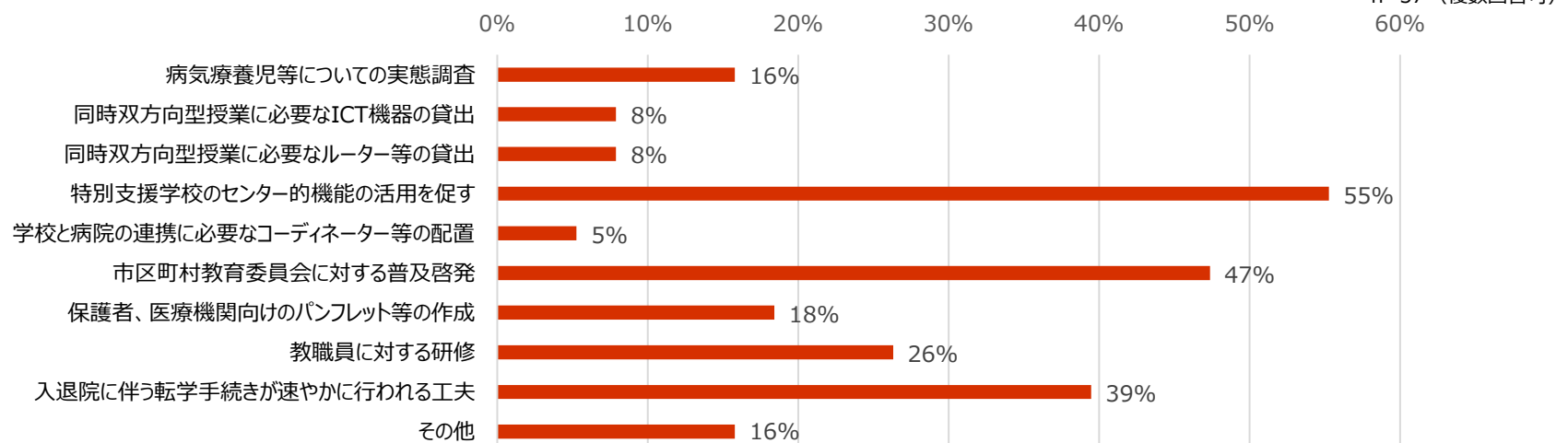
- 病気療養児に対する支援に関して、各都道府県教育委員会において、市区町村教育委員会に対する取組や支援の実施について尋ねたところ、実施しているのは79%であり、「特別支援学校のセンター的機能の活用を促す」（55%）や「市区町村教委に対する普及啓発」（47%）が多かった。
- また、取組や支援を実施していない理由として、「取組内容について検討中」、「取組予定はない」がいずれも40%と多かった。

実施した	37 (79%)
実施していない	10 (21%)

各都道府県教育委員会が市区町村教育委員会に対して取組や支援を実施していない理由



各都道府県教育委員会が市区町村教育委員会に対して実施した取組や支援



「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」 の結果について（周知）（令和5年10月27日付事務連絡）（抜粋）

1. 病気療養児に関する実態調査結果を踏まえて

（Ⅱ 1. ④転学について）

- 入院治療等のため、在籍校から病院内にある特別支援学校（病弱）の分校・分教室や、小中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）への転学の状況について、「転学なし」が84%であった。このように病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒が多くいる実態があることから、当該児童生徒の在籍校は、本人や保護者との面談等を踏まえ、教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援が行われるよう医療関係者等と連携した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めること。また、ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、教育の機会が確保されるよう適切に対応されたいこと。その際、保護者や医療関係者等との連絡調整役として特別支援教育コーディネーターの活用や、特別支援学校（病弱）からのセンター的機能の活用として、保護者からの教育相談や当該児童生徒への支援なども考えられること。
- 入院治療等のため、病院内の学級を設置している特別支援学校等へ一時転学している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に在籍していた学校（以下、「前籍校」という。）が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を行うことが望ましいこと。

「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」 の結果について（周知）（令和5年10月27日付事務連絡）（抜粋）

（Ⅱ 1. ⑧進級等の状況について）

- 高等学校における病気療養児の進級等の状況については、「進級・卒業」が69%であった。各学年の課程の修了の認定に当たっては、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられることから、当該生徒の在籍校は、教育委員会等と連携し、療養等により授業を受けられない病気療養児に対しては、このような対応も視野に必要な配慮を行われたいこと。

（※ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編「第5章 単位の修得及び卒業の認定」参照）

（Ⅱ 1. ⑨同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面）

- 同時双方向型の授業配信の実施状況について、前回調査より大幅に増加している。一方で、実施していない理由及び実施した場合における出席扱い及び単位認定がなされていない理由として、教育委員会や学校の規定等が整備されていないことが要因の一つとして挙げられている。このような状況を踏まえ、当該教育委員会や学校においては、同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応されたいこと。
- 病気療養児の遠隔教育については、同時双方向型の授業配信を原則とした上で、当該児童生徒の病状や治療の状況等から学校が判断した場合には、オンデマンド型の授業配信を実施することも可能とする制度改正を行い、令和5年4月から実施することが可能となっている。病気療養児の教育機会の更なる充実に向け、ICTを活用した遠隔教育の活用を促進されたいこと。そのためにも、各都道府県教育委員会等におかれては、域内の学校や医療機関等に対する普及啓発を進めていただきたいこと。

背景・課題

特別支援学校等の児童生徒は年々増加しており、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の実施が必要。

また、「GIGAスクール構想」の実現による新たなICT環境の活用による「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が求められている。

⇒ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等に対する指導の充実に資する取組を実施し、その成果の普及を図る。

事業内容

I 特別支援教育の理解啓発促進

成果普及

1. 理解啓発（14百万円）

委託事業の成果の普及や制度の周知等のため理解啓発に係る取組を実施

・成果普及周知資料の作成・公表
(病気療養中等の児童生徒に対する教育保障のための資料作成・各自治体への配布)

2. 全国的な取組状況の把握（10百万円）

委託事業の成果の検証や今後の施策の検討に資するため全国的な実態を把握する。

・特別支援教育関係会議
・実態把握調査

例）教育課程や指導内容の実態、研修の実施状況等

成果普及周知資料の作成・公表



・特別支援教育関係会議
・実態把握調査

課題の抽出

PDCA
サイクルの構築

事業成果の
普及

II 障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業

調査研究

1. ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導の在り方について研究を実施

- ①ICT端末における著作教科書活用促進事業
- ②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究
- ③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

2. 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業など、発達障害のある児童生徒等を支援するための研究を実施

3. 特別支援教育に関する実践研究充実事業

特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施

各事業の実施



有識者派遣による助言・支援

各事業における進捗報告会



※各事業の実施にあたっては、有識者等による助言・支援を行うなど、より良い成果が得られるよう文部科学省としても実施団体を支援する取組を行う。